

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みに関するお知らせ

このたび当行では、手形・小切手の全面的な電子化に向けて、下記の対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 実施の背景

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」には「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受けて全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しております。

本対応は、こうした背景を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として実施するものです。

2. 実施内容

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止させていただきます。
受付停止日：2024年8月1日（木）

（*）手形等には約束手形その他、為替手形、2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含まれます。

3. 電子的な決済手段の推進

手形・小切手を電子化することで、現物紛失リスクの低減、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減など、支払側・受取側双方に様々なメリットがございます。

手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましては、インターネットバンキングによる振込みや電子記録債権（でんさいサービス）といった電子的な決済手段への移行をお早めにご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上